

平成 28 年 11 月 25 日

都道府県高等学校野球連盟
理事長、専務理事、代表理事 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

審議委員長 常 本 明

部員の善行表彰について[連絡]

平素より、各都道府県高校野球連盟の皆様方におかれましては、当委員会の運営にご尽力を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当委員会には各高校野球連盟を通じて、不祥事件が報告され、その都度審議を行っておりますが、不祥事件以外にも様々な案件を取り扱っております。

そのうちの一つに部員の善行に関する件があります。

最近の具体例を挙げてみますと、部員が生命の危機に瀕する方に対して人命救助を行ったことや刑事事件の容疑者確保に協力するなど、当連盟で審議した結果、当該野球部に対して善行表彰を行っております。

ご承知の通り、日本学生野球憲章第 2 条 1 号には「学生野球は、教育の一環であり、平和で民主的な人類社会の形成者として必要な資質を備えた人間の育成を目的とする。」と明記されています。

部員達が日々の部活動を通じて、心身を鍛錬し、豊かな人間性を醸成する中で、社会に貢献することは素晴らしいことであり、当連盟としましては当該野球部へ賛辞を送り、更に部活動へ邁進するよう激励を込めて、表彰状と記念品を贈呈しております。

つきましては、貴連盟所属の加盟校で、上記にあたるような事象が見受けられた場合は、別紙の様式をご参考いただき、当連盟へご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

以 上